平成 25 年 11 月 11 日

各　　位

京都市上京区東堀川通り一条上ル竪富田町 436 番地の 2
株式会社エスケーエレクトロニクス
代表取締役社長　石　田　昌　徳
（コード番号：６６７７）
問い合わせ先　管理本部長　末　松　久　人
電話番号　075（441）2333（代表）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 11 日開催の取締役会において、平成 25 年 12 月 20 日開催予定の第 12 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

１．変更の理由

（１） 今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）に事業目的の追加および一部変更を行うものであります。また、これに伴い号数の変更を行うものであります。

（２） 単元未満株式についての権利を定めるため定款第８条（単元未満株式についての権利）を新設し、これに伴い現行定款第８条以下の条数をそれぞれ繰り下げるものであります。なお、当社は、平成 25 年５月 13 日開催の取締役会において、平成 25 年７月１日を効力発生日として、当社普通株式を 100 株に分割するとともに、１単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨ならびに会社法第 184 条第２項および第 191 条の規定に基づき、現行定款第６条（発行可能株式総数）の変更および第７条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしております。

２．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 25 年 12 月 20 日
定款変更の効力発生日	平成 25 年 12 月 20 日

以　上

別　紙

（下線は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（目的） 第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）電子機器用部品の製造および販売	（目的） 第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）電気機器用部品、電子機器用部品、精密機器用部品の製造および販売
（新設）	（２）電気機器、電子機器、精密機器の製造および販売
（新設）	（３）医薬品、医療用具、医療用材料、医療機器および同部品の製造および販売
（２） ～　（条文省略） （７）	（４） ～　（現行どおり） （９）
（８）第１号より第７号に掲げる物品の輸出入	（10）第１号より第９号に掲げる物品の輸出入
（９）　（条文省略）	（11）　（現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
（新設）	（単元未満株式についての権利） 第　８　条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
第　８　条 ～　（条文省略） 第３５条	第　９　条 ～　（現行どおり） 第３６条